

## 広島県告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十一条の五の規定により次のとおり告示する。

令和二年二月二十日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
G M Oペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号

二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和二年三月一日から令和二年三月三十一日まで